



大北森林組合の補助金返還債務について、履行期限の延長処分を行いました

大北森林組合（以下「組合」という。）から、平成 28 年 3 月 23 日に補助金返還債務に係る履行期限の延長の申請があり、審査の結果、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項の規定に基づいて、履行期限を延長する処分を行いました。

1 履行期限の延長処分をした日

平成 28 年 3 月 25 日

2 履行期限の延期処分をした理由

組合から提出された平成 27 年度仮決算書類（貸借対照表）から、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号（債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき）に該当すると判断されるため。

3 履行期限の延長期間及びその理由

(1) これまでに行った返還請求において指定した納入期限を、平成 28 年 7 月 29 日まで延長します。

(2) 以下の理由から、当面 7 月末まで履行期限を延長することとし、今後作成される平成 27 年度決算書並びに事業経営計画及び補助金返還計画の内容を踏まえて、改めて判断することが適当であるため。

① 平成 27 年度決算書は、今後開催される理事会及び総代会（5 月下旬予定）の承認が必要なこと。

② 組合では、現在、事業経営計画及び補助金返還計画を策定中であり、今後開催される理事会及び総代会を経て、県に提出する予定と聞いていること。

4 延納利息及び担保の提供

財務規則の規定に基づき、履行期限の延長期間中の延納利息は付さないこととし、組合の所有する土地・建物を担保物として提供させることとしました。

5 その他

組合から、履行期限の延長申請と併せ、補助金 1,000 万円を返還する旨の申し出がありました。

(注) 履行期限の延長に係る関係法令については、別紙を参照してください。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課
（課長）加藤 邦武 （担当）松村 正
電話 0261-23-6522（直通）
0261-22-5111（代表）内線 2213、2211
FAX 0261-23-6565
電子メール hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部森林づくり推進課県営林係
（課長）前島 啓伸 （担当）日向 一夫
電話 026-235-7272（直通）
026-232-0111（代表）内線 3251、3282
FAX 026-234-0330
電子メール shinrin@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

履行期限の延長に係る関係法令

【地方自治法施行令】

(履行延期の特約等)

第 171 条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

【財務規則(長野県)】

第 254 条 財産管理者は、履行延期の特約等をしようとするときは、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、その履行延期の特約等をする日)から5年(政令第 171 条の6第1項第1号又は第5号に該当する場合にあつては10年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするを妨げない。

第 256 条 財産管理者は、その所管に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、利息を付さなければならない。ただし、同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満である場合その他特別の事情がある場合には担保の提供を免除し、政令第 171 条の6第1項第1号の規定に該当する場合、履行延期の特約等をする債権の金額が1,000円未満である場合等には利息を付さないことができる。